

【No.1】電子申告義務がある連結親法人（当連結事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、相互会社）の場合、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。

【No.7】当連結事業年度終了の時点における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超である連結親法人、一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている連結親法人又は適用除外事業者（当連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各連結事業年度の連結所得金額の年平均額が15億円を超える連結親法人）であるにもかかわらず、軽減税率を適用していませんか。

連結親法人整理番号	法人区分	普通法人 (特定の戻り金を除く)	協同組合等又は 特定の医療法人
期末現在の資本金の額又は出資金の額	同非区分	同上が1億円以下の普通法人のうち中 人に該当しないもの	非中小法人
旧納税地及び旧法人名等	旧納税地及び旧法人名等		
添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金配分表、勘定科目内訳明細書、個別帰属額に関する書類、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書		

別表一の一 各連結事業年度の連結所得に係る申告書
… 令二・四・一 以後終了連結事業年度等分

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (連結中間申告の場合の計算期間 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日)

申告書	還年以降 交付要件	(要)	(否)	適用額明細書 提出の有無	(有)	(無)
申告書	税理士法第30条 の書面提出有	(有)	(無)	税理士法第33条 の2の書面提出有	(有)	(無)

【No.2】連結確定申告書には、連結親法人及び連結子法人の次に掲げる書類を添付していますか。

- ① 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。）
- ② 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表）
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類
- ⑤ 連結親法人の会社事業概況書（連結親法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。）
- ⑥ 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合）
- ⑦ 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合）
- ⑧ 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち税額又は所得金額を減少させるもの等の適用を受ける場合）（租特透明化法第3条）

【No.5】15欄及び43欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。

連結中間申告分の法人税額	15	00	00
差引確定中間申告の場合はその法人税額(税額とし、マイナスの場合は、(26)へ記入)	16	00	00
課税標準法人税額	33		
課税標準法人税額	34		
課税標準法人税額	35		
地方法人税額	36		
課税連結留保金額に係る地方法人税額	37		
所得地方法人税額	38		
外国税額の控除額	40		
差引地方法人税額	42		
中間申告分の地方法人税額	43	00	00
差引確定中間申告の場合はその地方法人税額(税額とし、マイナスの場合は、(45)へ記入)	44	00	00

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.6】地方法人税額の計算につき、別表一の二次葉の56~59欄により計算していますか。

【No.6】40欄の金額は、別表六の二(二)の20欄の金額と一致していますか。

税理士署名押印 (印)